

## 令和5年度 浄化槽設置整備事業(個人設置)実施市町村補助金額一覧

令和5年5月現在 (一社)新潟県浄化槽整備協会調査

- ・浄化槽設置補助制度は、各市町村ごとに助成額、対象範囲などに違いがあります。活用にあたっては、事前に市町村担当課に確認下さい。(単位:千円)
- ・各市町村補助金額一覧は、当協会ホームページの「浄化槽設置への補助金」にも掲載しています。

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費加算	宅内配管助成	
1	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> <li>・汲み取り便槽からの入替</li> </ul>	840	960	1,200	※	※	①補助対象区域 ・下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域及び公設浄化槽区域を除いた「合併処理浄化槽整備区域」 ・下水道事業計画区域を改め、「合併処理浄化槽移行区域」に指定された区域 ②補助対象者 ・主に住宅として利用する建物に「補助対象工事」を行う方 ③補助対象工事 ・既存住宅における合併処理浄化槽への設置替工事 ・既存住宅の建替えに伴う合併処理浄化槽の設置工事(同一敷地内に限る) ※単独処理浄化槽からの設置替え工事等で、宅内配管工事が不要の場合は30万円、単独撤去分の工事が不要な場合は9万円を減じた額が「補助金申請額」となる。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築住宅における設置工事</li> </ul>	450	570	810			①補助対象区域 ・下水道事業計画区域を改め、「合併処理浄化槽移行区域」に指定された区域 ②補助対象者 上記と同じ
2	長岡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設置(汲取からの入替含む)</li> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> <li>・既設合併処理浄化槽の更新</li> </ul>	600	800	1,200	90		①対象 ・下水道整備の計画がない区域の住宅(併用住宅)、町内会・自治会などの公民館・集会所に合併浄化槽を設置する方
3	上越市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設置</li> <li>・単独処理浄化槽及びくみ取便槽からの設置替</li> </ul>	352	441	588	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域外かつ農業集落排水処理区域外の「合併処理浄化槽整備区域」 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ) ※単独処理浄化槽撤去工事費及びくみ取便槽撤去工事費 9万円
			772	905	1,639	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域内において、汚水処理整備手法を公共下水道から合併処理浄化槽に転換した「合併処理浄化槽転換区域」のうち、市街化調整区域 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ) ※単独処理浄化槽撤去工事費 12万円 くみ取便槽撤去工事費 9万円
			797	957	1,708	※	300	①対象地域 ・下水道事業全体計画区域内において、汚水処理整備手法を公共下水道から合併処理浄化槽に転換した「合併処理浄化槽転換区域」のうち、市街化区域 ②対象建築物 ・専用住宅又は住宅部分が1/2以上の併用住宅(居住の用に供する部分のみ) ※単独処理浄化槽撤去工事費 12万円 くみ取便槽撤去工事費 9万円
4	三条市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> <li>・汲み取り便槽からの入替</li> </ul>	390	474	660	※	300	①対象地域 ・下水道事業計画区域及び農業集落排水事業区域を除く市内全域 ②対象建物 ・申請者が居住する一戸建ての建物(延床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅を含む) ③対象とならない方 ・住宅の新築、移転又は増改築に伴い浄化槽設置が義務付けられる方 ほか ④宅内配管工事費助成 ・令和4年度から転換設置に係る宅内配管工事費が助成対象 ⑤対象浄化槽：環境配慮型浄化槽 ※単独処理浄化槽撤去費 12万円 くみ取り便槽撤去費 9万円
5	柏崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規設置(汲取からの入替含む)</li> <li>・単独処理浄化槽からの設置替</li> </ul>	390	474 (6・7人)	660 (8~50人)	※	300	①対象地域 ・下水道事業計画区域、農業集落排水事業実施地域及び浄化槽を用いて集合処理している地域を除く地域 ②対象建築物 ・専用住宅、店舗など併用住宅(居住に供する部分だけが対象)、集会場 ③宅内配管工事費助成 ・単独から合併への転換に付帯して宅内配管を設置する場合 ・建替・増改築を行う場合は対象外 ※単独処理浄化槽撤去費 12万円 くみ取り便槽撤去費 9万円

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
6	新発田市	・単独処理浄化槽からの設置替 (新発田市合併処理浄化槽設置 事業補助金)	352	441	588	90		①対象地域 ・生活排水対策重点地域内を対象。ただし、公共下水道の事業計画の認可を受けた区域を除く。 ②補助対象者 ・対象地域において個人の専用住宅（小規模の店舗併設を含む）の単独処理浄化槽を廃止し、合併処理浄化槽（10人槽以下）へ転換する方 ③対象外の場合 ・住宅の増築又は改築により、合併処理浄化槽への転換が義務付けられる場合 ほか
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 (新発田市水道水源保護地域等 合併処理浄化槽設置支援事業)	500	700	1,100 (8人 ～)	○		①対象地域 ・下水道基本構想の合併処理浄化槽事業地域に定めた次に掲げる地区（略）及び市長が別に定める地区 ②補助金額 ・左記の補助限度額と合併浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費用含む）から35万円を控除した額とを比較し、いずれか少ない方の額
7	小千谷市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	475	670	963	90		①対象地域 ・下水道事業計画区域、処理予定区域及び農業集落排水事業の整備区域又は予定処理区域を除いた区域 ②対象浄化槽 ・一般住宅に設置する処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽
8	加茂市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・公共下水道全体計画区域外の区域
9	十日町市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	600	800	1,300			①対象地域 ・下水道整備長期構想における浄化槽設置整備地域 ②対象者 ・専用住宅及び集落センター等施設
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	375	438	555			①対象地域 ・公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業処理計画区域のうち国の事業認可を受けていない地域で、市長が認める地域 ②対象者 ・専用住宅及び集落センター等施設
10	見附市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	750	1,020	1,160			①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域又は下水道で整備される予定処理区域、農業集落排水事業区域を除いた区域 ・市長が定める区域（合併浄化槽整備区域） ②補助金額 ・補助金の額は、別表第1（略）に定める人槽区分ごとの限度額と浄化槽の設置に要した経費から31万円を控除した額を比較して、いずれか少ない方の額とする。
11	村上市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 (村上市合併処理浄化槽設置整備 事業補助金)	910	1,240	1,770			①対象地域及び建物 ・別表第1（略）に定める区域の専用住宅、併用住宅及び地区集会場 ②補助金額 ・補助金の額は、別表第2（略）に定める額と補助対象経費に0.9を乗じて得た額を比較し低い額とする。
		・事業所の新設、増設、移設に伴う 合併処理浄化槽等の設置 (村上市事業所等合併処理浄化槽 設置整備事業補助金)	455	620	885			①対象地域及び建物 ・下水道法の認可を受けた事業計画の処理区域及び農業集落排水事業処理区域を除いた区域の事業所（併用住宅を除く）
		・既設事業所の合併処理浄化槽等 更新 (村上市事業所等合併処理浄化槽 設置整備事業補助金)	303	413	590			①対象地域及び建物 ・上記に同じ。
12	燕市	・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲み取り便槽からの入替	390	474	660	※	300	①対象地域 ・燕市汚水処理施設整備構想で、個別処理区域に区分される地域 ②対象とならない方 ・住宅の新築に伴い合併浄化槽を設置する場合は補助対象外。ただし転換設置に伴い住宅の建て替えを行う場合など、一部対象となる（担当課に事前相談）。 ③宅内配管工事費 ・単独処理浄化槽からの転換又は、汲み取り便槽からの入替の場合。住宅の増改築を伴う場合は補助対象外 ④対象浄化槽：環境配慮型浄化槽 ※単独処理浄化槽撤去費 12万円 汲み取り便槽撤去費 9万円

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
13	糸魚川市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象区域 ・公共下水道事業計画区域で供用開始まで7年以上の区域及び事業認可区域外 ・集落排水事業の事業実施採択申請区域で供用開始まで7年以上の区域 ②対象建物 ・専用住宅（住宅部分の床面積が1/2以上となる併用住宅を含む） ・浄化槽は10人槽まで対象
14	妙高市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （専用住宅、併用住宅）	750	792	870			①対象地域 ・公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業が実施又は予定されている地域以外の区域 ②対象者 ・処理対象人員が10人以下のもの
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （ホテル・旅館・事業所等）	175	220	294			①対象地域 ・上記に同じ ②対象者 ・ホテル・旅館・事業所等については、処理対象人員の制限無し。
15	五泉市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	390	474	660	120		①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画の予定処理区域及び市長が別に定める区域を除く本市全域 ②対象者 ・対象区域において主に住宅として利用する建物に家庭用の合併処理浄化槽を設置する人 ③対象とならない人 ・既存の合併処理浄化槽を廃して新たに合併処理浄化槽を設置する人 ・家屋を新築又は増築する際について汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置する人
16	阿賀野市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	352	441	588			①対象地域 ・公共下水道（農業集落排水を含む）処理区域と今後の下水道整備計画区域を除く地域 ②対象者 ・市内に居住する個人の専用住宅、併用住宅が対象
17	佐渡市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 ・汲取り便槽からの入替	390	474	660	※	300	①対象地域 ・下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業等の事業認可区域並びにおおむね7年以内に下水道等が利用できる計画がある地域を除いた佐渡市全域とする。 ②宅内配管工事費補助対象 ・単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し合併処理浄化槽を設置される方 ③撤去又は雨水貯留槽等への再利用費補助対象 ・浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の撤去 ・浄化槽設置に伴う汲み取り便槽の撤去 ・浄化槽設置に伴う単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用 ※単独浄化槽撤去費 12万円 汲み取り槽撤去費、単独浄化槽再利用 9万円
18	魚沼市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （専用住宅・併用住宅）	530	750	940			①対象地域 ・公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模排水処理施設整備事業の事業計画区域外の区域 ・魚沼市個別合併処理浄化槽施設条例第3条の市長が認める区域以外の区域
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （集会所・事務所等）	170	250	310			①対象地域 ・上記に同じ
19	南魚沼市	（公設浄化槽整備事業を実施）						
20	胎内市	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	390	474	660			①対象地域 ・下水道法の認可を受けた事業計画に定められた区域 ・農業集落排水事業の整備区域並びに予定処理区域 上記の区域を除く区域を対象地域とする。 ②補助対象者 ・専ら居住の用に供する建築物又はその一部を人の居住の用に供する建築物に浄化槽を設置しようとする者
21	聖籠町							
22	弥彦村							
23	田上町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置以外の場合）	187	219	277			①対象地域 ・公共下水道事業及び農業集落排水事業適用区域を除く田上町全域 ②補助対象者 ・対象地域内において専用住宅（小規模店舗等を併設した住宅を含む）に合併処理浄化槽を設置する方。
		・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替 （共同設置の場合）	187	219	277			①対象地域、②補助対象者とも上記に同じ ③共同設置の補助限度額 11～20人槽 522、21～30人槽 876、31～50人槽 1,170

No	市町村名	工事内容等	助成金限度額					備考
			5人槽	7人槽	10人槽	撤去費 加算	宅内配 管助成	
24	阿賀町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,650	2,240			①対象地域 ・公共下水道事業、農林業集落排水事業、個別排水処理事業の処理区域以外の区域、及び処理区域内にあって町長が別に定める区域 ②補助金額 ・補助金の限度額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、左欄のとおり。
25	出雲崎町	(公設浄化槽の管理を実施)						
26	湯沢町							
27	津南町	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	1,300	1,500	2,000			①対象地域 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の導入地域を除く地域。但し同事業の実施地域であっても同事業除外家屋は対象とする。 ②補助金額 ・補助金の額は、別表の表2に定める各人槽ごとの事業費を限度額としてその工事費の9割とする。
28	刈羽村	(村単独の公設浄化槽整備事業あり)						
29	関川村	・新規設置（汲取からの入替含む） ・単独処理浄化槽からの設置替	950	1,200	1,750	○		①対象地域 ・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外の地域。ただし、経済効果等を勘案して村長が特に認めた場合はこの限りではない。 ②補助金額 ・補助金の限度額は、別表に定める人槽区分ごとの補助限度額と合併処理浄化槽の設置に要した経費（単独撤去費含む）から20万円を控除した額と比較し、いずれか少ない方の額とする。
30	栗島浦村							

※ 11人槽以上に対する補助を実施している市もあるが、紙面の制約から省略しています。